

一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設認定規定

(目的)

第1条 本規定は、一般社団法人日本スイミングクラブ協会（以下「本協会」という）が、第6条の条件を満たした施設に対して、中高齢者のための健康増進が行なえる条件が整った水中運動施設であることを認定し、水中運動の理解を深めるとともに、安心して健康増進が図れる施設として広く告知することを目的とする。

(認定施設の名称)

第2条 認定にかかわる名称は「一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設」とする。

(施設の認定)

第3条 施設の認定は、第6条に定める基準を満たし、本協会理事会で認められたものとする。

(施設認定内容)

第4条 認定を受けた施設に対し、認定証並びに掲示用ステッカーを交付する。また、「一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設」の名称の使用を認める。

(施設認定の取消)

第5条 第7条第2項並びに第12条に該当したときは、施設認定を取り消し、認定証の返却を求めるものとする。

(認定の基準)

第6条 水中運動のできる施設で、次に示す条件を満たしたものの。

- (1) 本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター資格保持者が、施設に1名以上常駐すること。
- (2) 健康増進のための目的別クラスまたは目的別プログラムがあり、運動指導を実践していること。
- (3) 施設プール水温は30℃以上を維持していること。
- (4) 温水シャワーなどの体温回復設備があること。
- (5) 救護室もしくは、それに代わる施設、設備を有すること。
- (6) 事故がおきたときに対応できる賠償責任保険に加入していること。

(認定の期間)

第7条 認定の有効期間は4年間とする。

2. 認定を受けた施設が、第6条に示す認定基準を満たすことができなくなったときには、その資格を失う。

(認定の更新)

第8条 認定の更新を希望する施設は、更新の申請に基づき、認定を更新する。

(新規認定手数料並びに更新認定手数料)

第9条 新規に認定を受ける場合は本協会に対して、認定手数料として、21,600円支払うものとする。また、更新時には更新認定手数料として、10,800円支払うものとする。

(申請方法)

第10条 認定を希望する施設は、次に示す必要書類を添えて本協会に申請すること。

- (1) 施設認定申請書
- (2) 本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター資格証 (コピー)
- (3) 賠償責任保険加入届出書

(申請内容の変更)

第11条 施設に常駐する本協会認定メディカルアクアフィットネスインストラクター有資格者の移動、資格の未更新、又は認定を受けたときの申請内容に変更が生じた場合には、所定の変更届出書を提出しなければならない。

(認定の取消)

第12条 認定を受けたものが、次のいずれかに該当する時は認定を取り消すものとする。

- (1) 施設認定取消の申請があったとき。
- (2) 虚偽その他の不正の手段により認定を受けたことが判明したとき。
- (3) 認定を受けた施設が、認定基準に該当しなくなったとき。
- (4) 認定を受けた施設が、施設を廃止したとき。

(細則)

第13条 本規定で定めるものの他、必要な細則は理事会の決議により別に定める。

付則 1. 本規定は平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

一般社団法人日本スイミングクラブ協会認定 健康増進水中運動施設認定細則

1. 本協会加盟登録クラブが新規に認定申請を行なう場合は、新規認定手数料 21,600 円の内、10,800 円を免除するものとする。